

岩手県産木材を活用した岩手県営運動公園木製ベンチ製作業務

業務仕様書

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下県という。）が実施する「岩手県産木材を活用した岩手県営運動公園木製ベンチ製作業務」（以下「本業務」）の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務概要

(1) 業務名称

岩手県産木材を活用した岩手県営運動公園木製ベンチ製作業務

(2) 業務目的

岩手県産木材を利用した備品を製作し、利用者に県産木材の良さや利用の意義を感じてもらい機会とし、県産木材利用の促進を図ること。

(3) 業務内容

- ア 岩手県産木材を使用したベンチの企画デザイン、製作、設置
- イ その他、岩手県産木材の利用促進に関し受託者が提案する内容

(4) 設置場所

岩手県営運動公園内（盛岡市みたけ1丁目10-1）

※具体的な設置場所は別紙1のとおり。

(5) 委託期間

委託契約締結から令和9年3月15日（月）

(6) 委託料上限額

1,331,000円以内（税込み）

2 仕様詳細

(1) 製品仕様

製品	サイズ	数量
椅子	4本脚・180cm（幅）×50cm（奥行）×85cm（高）×40cm（座面高）程度	13脚

※1 寸法イメージは別紙2のとおり。

※2 別紙2の寸法イメージ図はあくまで参考であり、デザイン等限定しているものではないこと。

(2) 材質等について

ア 岩手県産木材を使用すること。

※1 岩手県産木材証明制度（県産材認証推進協議会）等により、県内で伐採された原木であることが確認できる県産木材が対象（県内で伐採した原木を県外で加工した製品も証明制度の対象）

※2 木製品の調達に際し、県産材認証推進協議会により発行される「岩手県産木材産地証明書」を添付。

イ 「いわての森林づくり県民税」のロゴの焼き印が入っているプレートを作成し、ベンチに取り付けること。

ウ デザインや寸法等は、(1)製品仕様で示す仕様を基本として、県及び受託者間で協議の上、決定すること。

- ・ デザインは、岩手県営運動公園で実施されているスポーツ種目（ラグビー、サッカー、

- 陸上競技等)をモチーフとし、13脚それぞれ異なるデザインとすること。
- ・座面の色は、県及び受託者間で協議の上、決定すること。

3 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは製作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記「(1)再委託の制限」イにより受託者から受託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとする。その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 秘密の保持

受託者(再委託先を含む)は、本業務を通じて知り得た情報を機密事項として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、個人情報の保護等に関する条例(令和4年12月22日条例第49号)その他関係法令を遵守しなければならない。